

離島・不法投棄等対策支援事業の準備状況について

(財)自動車リサイクル促進センター

1. 離島対策支援事業

準備状況

本年 2 月 自治体、関係団体の意見を踏まえつつ、自動車リサイクル法における離島対策について、「基本的考え方」を整理。離島対策等検討会での議論、資金管理業務諮問委員会の承認を経て決定。

「基本的考え方」の主な内容

- ・海上輸送費の 8 割を上限として出えん。
- ・複数段階の輸送、関連事業者が島内にいる場合も対象。
- ・海上輸送手段、関連事業者の有無に着目し、基本的な輸送方式を 5 つにパターン化。

3 月 第 6 回「産構審・中環審自動車リサイクル合同会議」に、「基本的考え方」を報告。

6 月 「基本的考え方」をもとに、「離島対策支援事業要綱」を離島対策等検討会での議論、資金管理業務諮問委員会の承認を経て決定。

8 ~ 10 月 主要 5 都道府県（北海道、東京都、長崎県、鹿児島県、沖縄県）の離島市町村において、要綱等の支援事業についての説明会を実施し、その際の自治体からの意見等を踏まえつつ、離島地域の市町村が本制度を利用するための実務の手引書として「離島対策支援事業ガイドライン」を策定。

説明会以降、主要 5 都道府県においては、事業計画の検討を開始しており、当センターがサポート中。

「離島対策支援事業ガイドライン」の主な内容

- ・法の概要、基本的考え方、要綱の紹介
- ・出えんに至るまでの事業計画作成、輸送パターンの選択、出えん協力要請等の具体的実務の実施方法

11 月 離島自治体の意見を踏まえ、「離島対策支援事業要綱」を改正。

離島における物流の実態を踏まえ、輸送パターンの内容を強化（定期貨物船の追加等）。

11 月 ~ 主要 5 都道府県以外の離島市町村に対し、説明会を開催予定。同様に当センターがサポートしていく予定。

今後の対応

離島対策支援事業は、可能な限り早期に開始することが必要であると認識しており、自動車リサイクル法の本格施行後、具体的な実務運用に関し関係地方自治体と詳細を決定していくなど本事業を早急に立ち上げることとするが、一方で、本事業に係る資金出えんの原資となる特定再資源化預託金等（剰余金）の発生及び確定には、その発生事由にかんがみ、施行後一定期間を要する。

このことから、本事業に係る資金出えんの開始時期は、早ければ平成17年10月を目途とすることが想定されるが、今後、剰余金の発生状況と事業ニーズを踏まえつつ、可能であれば開始時期を前倒しすることも含め検討。また、その際の出えん率については、平成17年度においても8割とすることが望ましいが、剰余金の発生状況によっては8割を下回ることもあり得ることに留意する必要がある。

以上を踏まえ、平成17年度における本事業に係る資金出えんの開始時期及び出えん率については、今後自治体との情報交換を密に行う一方で、剰余金の発生状況等をにらみつつ、可能な限り早期に決定し、速やかに自治体に連絡することとする。

2. 不法投棄等対策支援事業

準備状況

本年6月 自治体関係団体等の意見を踏まえつつ、自動車リサイクル法における不法投棄対策等について、「基本的考え方」を整理。離島対策等検討会での議論等を経て決定。

「基本的考え方」の主な内容

- ・代執行に直接要した撤去費、撤去後の処理費の8割を上限として出えん。
- ・費用求償を行うこと等出えんの要件を整理。

7月 第7回「産構審・中環審自動車リサイクル合同会議」に、「基本的考え方」を報告。

11月 「基本的考え方」をもとに、「不法投棄等対策支援事業要綱」を離島対策等検討会での議論等を経て決定。

11月末 都道府県等に対し、説明会を開催予定。

今後の対応

不法投棄等対策支援事業については、可能であれば平成17年度中にも開始する方向であるが、剰余金の発生動向、資金出えんの対象となる他の事業の状況等をにらみつつ、今後検討していく。